

玉野市営住宅 入居申込案内書

◎ 無効にならないよう、よく読んでから申し込んでください。

※ 郵送では受付できません。

〒706－8510 玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市建設部都市計画課住宅係

TEL(0863)32－5544

＜ 入居予定者募集团地一覧表 ＞

地 区	団 地 名	構 造	建設 年度	対象 戸数	間取り	月 額 家 賃 (円)	浴 槽 等	網 戸	単 身
築港・宇野	築港大通り	簡耐 2階	S36	27	2DK	5,900 ～ 8,800			○
	虎所	中耐 4階	S56	16	3DK	13,500 ～ 20,100			
玉原	玉原	③ 中耐 5階	S52	30	3DK	12,000 ～ 18,500			※
		1-1 中耐 5階	S53	20		12,200 ～ 18,700			※
		② 中耐 4階	S53	8		12,600 ～ 18,700			※
		1-2 中耐 3階	S53	6		12,600 ～ 18,700			※
	山手	① 中耐 5階	S54	30		12,300 ～ 18,900			
		② 中耐 4階	S55	24		12,900 ～ 19,200			
	第1野関	中耐 4階	S58	24		14,500 ～ 21,700			
	志池 (1・2階)	① 中耐 4階	S46 (H29改修)	12	1DK	10,200 ～ 15,200	○	○	○
		② 中耐 4階	S44 (H27改修)	12		9,800 ～ 14,600	○	○	○
	志池 (1～4階)	③ 中耐 4階	S47 (R1改修)	12	1DK	10,700 ～ 16,000	○	○	○
		④ 中耐 4階	S48 (R3改修)	8	1LDK	11,200 ～ 16,700	○	○	○
	志池 エレベーター付	⑤ 高層 7階	H8	21	2DK	13,800 ～ 21,700	○	○	○
		⑥ 高層 7階	H11	21		14,000 ～ 22,000	○	○	○
		⑦ 中耐 3階	H15	3		14,500 ～ 21,500	○	○	○
	志池 (3・4階)	① 中耐 4階	S46 (H29改修)	8	2DK	15,800 ～ 23,900	○	○	
		② 中耐 4階	S44 (H27改修)	8		13,800 ～ 21,400	○	○	
	志池 (1～4階)	③ 中耐 4階	S47 (R1改修)	8	2LDK	16,700 ～ 25,000	○	○	
		④ 中耐 4階	S48 (R3改修)	4		17,500 ～ 26,100	○	○	
	志池 エレベーター付	⑤ 高層 7階	H8	28	3DK	16,700 ～ 24,900	○	○	
		⑥ 高層 7階	H11	28		16,900 ～ 25,200	○	○	
		⑦ 中耐 3階	H15	7		17,800 ～ 26,500	○	○	
	第2野関	① 中耐 3階	H4	18	3DK	17,500 ～ 27,400	○	○	
		② 中耐 3階	H5	9		18,700 ～ 28,000	○	○	
東児	梶岡	簡耐 平屋	S38	22	2DK	2,600 ～ 3,900			○
	西浜	簡耐 平屋	S41	10		3,100 ～ 4,600			○
		簡耐 平屋	S42	10		3,300 ～ 4,900			○

●「浴槽等」に○印が無い住宅は、浴槽・湯沸設備・シャワー等の付属設備がありませんので、入居者において設置していただき、退去時に撤去していただくこととなります(第2野関は台所湯沸器なし)。

●簡耐2階・簡耐平屋以外の住宅については、ガス業者が決まっております。

●「単身」に※印が付されている住宅は、高齢者(65歳以上)もしくは障害者手帳を有する場合、1階の居室について、申込みが可能です。

< 申込み ~ 入居 までの流れ >

随時

申 込 書 類 の 提 出

… 申込資格 ・ 必要書類など、注意点が多数あります。

この案内書をよく読んで、申し込んでください。

申 込 資 格 の 審 査

申込書類のご提出の際に、申込資格に該当するかを確認します。

また、早期に入居可能な住戸がある場合もありますので、詳しくは住宅係までお問い合わせください。

空 き 部 屋 の 修 繕 等

… 修繕に時間がかかる場合があります。

審査後、すぐにご入居いただけませんのでご了承ください。

修繕等が終わり次第、ご案内します。

入 居 決 定 通 知

… 空き部屋ができ、修繕を終え、案内できる状態になりましたら、『入居決定通知書』を送付します。

入 居 手 続 き

… 『請書』を交わしていただきます。

その他、入居手続きに必要な書類をご提出していただきます。

引 き 渡 し

… 書類の審査後に、『家賃』・『敷金』を納めていただき、入居に際しての説明をさせていただきます。

手続きが完了したら鍵をお渡しします。

入 居

… 入居のしおりをよく読み、きまりを守って生活しましょう。

お互いが快適に暮らせるよう、心がけましょう。

申 込 み の 有 効 期 限

… 2月末日までに入居決定通知がなかった場合、引き続き入居を希望される方は、再度、必要書類をご提出ください。

< 入居の申し込み >

市営住宅入居申込について、掲載します。

1. 募集対象住宅

表紙裏面の入居予定者募集団地一覧表をご覧ください。

- ※ 早期に入居可能な住戸以外に申込みの場合、修繕ができ次第、受付順にご案内します。
- ※ 家賃は各入居者の所得によって計算します。
- ※ 志池団地入居者で、駐車場利用者は、駐車場使用料(2,000円/月)が別途必要です。

2. 申込(入居)資格

単身者又は同居する親族がいる者で、次の①～⑤の全ての項目に該当していることが必要です。
また、友人等の寄り合い世帯や家族を不自然に分離・合体しての入居はできません。

①入居資格収入基準（計算方法は8～12ページを参照）

- ☐ 政令で定める月額所得が『158,000円』以下であること。
- ☐ 申込者または同居者が次のいずれかに該当する場合は、政令で定める月額所得が『214,000円』以下であること。
 - ア) 身体障害1～4級・精神障害1～2級・療育手帳A, B(軽度は除く)を持っている
 - イ) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度である
 - ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている
 - エ) 海外から引き揚げた5年未満
 - オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である
 - カ) 申込者が60歳以上(昭和39年10月2日以前に生まれた者)で、同居者全員が60歳以上(昭和39年10月2日以前に生まれた者)か18歳未満(平成18年10月3日以降に生まれた者)
 - キ) 小学校に就学前の者(平成31年4月2日以降に生まれた者)
 - ク) 入居する市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

②現在、住宅に困っている

- 公的住宅・社宅・寮に入居中の方は、原則申込みできません。
- 自己の責めにより住宅の立ち退きを求められている方は、申込みできません。
- 持ち家のある方は、入居時までそれを処分できていることが条件になります。
- 離婚調停中の方は、入居時まで離婚が決定していることが条件になります。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない

④市税に滞納がない

⑤その他

多額の現金、預貯金、有価証券等の資産がある方は、原則として申込みはできません。

3. 申込手続き

申込みに必要な書類を市役所2階『都市計画課』まで持参してください。(郵送不可)

＜申込みに必要な書類＞ 各種証明書については発行3ヶ月以内のものに限ります

☐市営住宅入居申込書

☐住民票の写し

・世帯全員のもの

※ 本籍及び続柄に省略のないもの

☐完納証明書

・入居予定者全員のもの

※ 令和7年1月1日に玉野市以外に住民票があるときは住所地の市町村の完納証明書(完納証明書を発行していない市町村は最新の納税証明書、課税がない場合で完納証明書や納税証明書が発行できないときは非課税証明書)も必要です。

☐最新の所得証明書

・入居予定者全員のもの

※ (公簿等により)内容を都市計画課にて確認できる場合は提出不要です

※ 『源泉徴収票』ではありません

※ 収入の無い方も必要です

☐その他

以下に例を挙げていますが、個別の事情により必要書類が異なります。

詳しくは担当職員にお尋ねください。

～ 例 ～

・単身での申込みの場合

→ 戸籍謄本 ・ 単身入居申込者申立書 ・ 身元引受人届出書

・離婚調停中の場合

→ 家庭裁判所が発行する離婚調停中であることが分かる書類

・入居予定者の中に、『申込(入居)資格 ①入居資格収入基準』の ア～オに該当する人がいる場合

→ 各種手帳 ・ 証明書 など

・入居予定者の中に、各種控除の対象者がいる場合(障害者 ・ ひとり親 など)

→ 各種手帳 ・ 戸籍謄本 など

- ・婚約中の場合
 - 婚約証明書 … 申込書の裏面に記入欄があります。
 - 申込者と婚約者双方の世帯全員の住民票
- ・入居予定者の関係が住民票で確認できない場合
 - 戸籍謄本
- ・持ち家がある場合
 - 売買契約書など売買契約中であることが分かる書類

4. 申込みに際しての注意事項

- ①申込書提出後は、原則申込みの内容は変更できません。
住所・電話番号・世帯の状況などに変更があった場合は、都市計画課までご連絡ください。
- ②入居申込書に『希望団地』と『希望階数』をご記入ください。
空き部屋が発生した際の修繕予定を立てる参考にします。
- ③申込書提出後、入居資格に該当しなくなった場合、申込みは無効になります。
- ④提出書類に偽りや不正があった場合、申込みは無効になります。
- ⑤住宅の困窮理由によっては、確認のため、現在お住まいの住宅を訪問させていただくことがあります。
- ⑥令和8年2月末日までに入居決定ができなかった場合、引き続き入居を希望される方は、再度必要書類をご提出ください。
- ⑦申込時に部屋の内部の見学はできません。
- ⑧ご案内する住宅は、日常生活に支障のない範囲で一部修繕をしたものです。
新築のような状態ではありませんので、予めご了承ください。
- ⑨駐車場(自動車保管場所)を使用できるのは1戸につき1台のみで、入居者に限られます。
2台目以降は、入居者個人で団地外に駐車場を確保していただくことになります。
- ⑩申込書提出後に申込みを取り消す場合は取下書を提出していただきます。

< 入居が決定してから >

5. 入居手続き～引き渡し

①都市計画課より『入居決定通知書』を発行します。

通知後は、早急に入居手続きをしてください。

※ 事情が変わり入居を辞退される方は、速やかに申し出てください。

②『請書』・『同意書』等の入居手続きに必要な書類を提出していただきます。

<入居手続きに必要な書類> 各種証明書については発行3ヶ月以内のものに限ります

☐市営住宅使用請書 2枚

☐同意書(誓約書) 入居者用

☐申込者の印鑑証明書

③日割りの家賃・敷金(3ヶ月分)を納めていただきます。

住宅の鍵をお渡しいたします。

6. 入居後の注意事項

入居後は、以下の内容に特に注意してください。

①玉野市営住宅条例など規則の遵守

②同居の人数に増減があった場合の届け出(都市計画課へ)

③家賃の納期限の厳守(毎月末)

④各団地の自治会や町内会への協力

⑤住宅の適正な管理(清掃・消耗品の交換など)

⑥使い傷みのするものの修繕(畳・襖・ガラスなど)

⑦毎年8月の『収入申告』

⑧近隣住民との円満な共同生活

⑨ペット飼育の禁止

⑩退去予定の事前連絡(都市計画課へ)

退去前に小修繕(畳の表替え、襖・障子の張り替え、破損部分の修繕)を行ってください。

個人設置した各種物品の撤去 と 室内外及び倉庫の清掃 も行ってください。

⑫明け渡し・損害賠償の請求理由に該当する下記の行為の禁止

・不正行為による入居

・家賃を3ヶ月以上滞納

・住宅又は共同施設を故意に損傷

・正当な理由なく、15日以上住宅を使用しない

・同居の承認を受けずに入居の際の同居者以外の者と同居

・継承の承認を受けずに入居名義人の死亡・退去後も居住

・自身の責任により住宅又は共同施設を損傷させ現状復旧等を行わない

・周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為

・住宅の転貸もしくは入居の権利の譲渡

- ・住宅以外の用途での使用
- ・承認を受けずに住宅のリフォーム、増築をする
- ・暴力団員であること

7. 収入超過 ・ 高額所得 ・ 未申告 について

①収入超過者

市営住宅は、住宅に困っている所得の少ない方のための住宅です。そのため、3年以上の入居実績があり『収入超過者』と認定された方は、住宅を明け渡す努力をしていただくと共に規定により割増家賃を納付していただきます。

②高額所得者

5年以上の入居実績があり『高額所得者』と認定された方は、住宅を明け渡していただきます。明け渡しまでの家賃は民間の住宅並みの金額となります。

また、明け渡し期限から明け渡しまでの間、民間の住宅並みの家賃の2倍に相当する額を損害金として請求します。

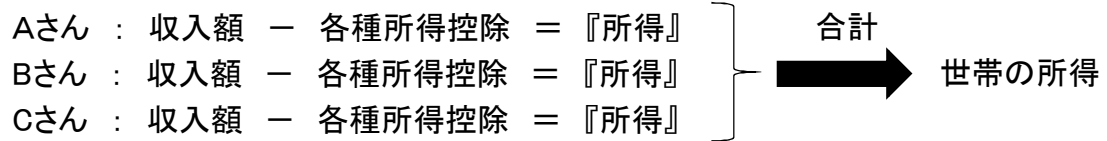
③未申告者

毎年8月の『収入申告』をしなかった方(『未申告者』)は、翌年度の家賃は民間の住宅並みの金額となります。

< 所得計算の注意事項 >

① 所得は、世帯全員のものを合計して計算します。

※ 合計の計算順序（それぞれの『所得』を合計する）



② 以下のような収入は、『所得』として計算しません。

- ・ 生活保護の各種扶助料
- ・ 雇用保険 や 労災保険 の各種給付金
- ・ 遺族年金 や 障害年金
- ・ 仕送り

③ 所得者が1名の場合で、各種特別控除の対象者がいない場合は、
9～10 ページの早見表を参考にしてください。

所得者が2名以上の場合や、各種特別控除の対象者がいる場合、
詳細な計算をされたい場合は、11～12 ページを参考に計算してください。

＜ 年間収入から月額所得の計算 早見表 ＞

『収入』＝ 税込み収入額、『所得』＝ 収入額－税法上の必要経費等

※ 所得者が1名で、老人扶養・特定扶養・ひとり親・寡婦・障害者・特別障害者の特別控除が無い場合の計算です。

区分	月額所得		年間収入					
			入居予定者数（別居扶養親族を含む）					
			単身	2人	3人	4人	5人	6人
給 与 者 所 得	①	0	0	0	0	0	0	0
		¥104,000	¥2,043,999	¥2,583,999	¥3,127,999	¥3,663,999	¥4,135,999	¥4,611,999
	②	104,001	2,044,000	2,584,000	3,128,000	3,664,000	4,136,000	4,612,000
		¥123,000	¥2,367,999	¥2,911,999	¥3,451,999	¥3,947,999	¥4,423,999	¥4,895,999
	③	123,001	2,368,000	2,912,000	3,452,000	3,948,000	4,424,000	4,896,000
		¥139,000	¥2,643,999	¥3,183,999	¥3,711,999	¥4,187,999	¥4,663,999	¥5,135,999
	④	139,001	2,644,000	3,184,000	3,712,000	4,188,000	4,664,000	5,136,000
		¥158,000	¥2,967,999	¥3,511,999	¥3,995,999	¥4,471,999	¥4,947,999	¥5,423,999
	⑤	158,001	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000	5,424,000
		¥186,000	¥3,447,999	¥3,943,999	¥4,415,999	¥4,891,999	¥5,367,999	¥5,843,999
	⑥	186,001	3,448,000	3,944,000	4,416,000	4,892,000	5,368,000	5,844,000
		¥214,000	¥3,887,999	¥4,363,999	¥4,835,999	¥5,311,999	¥5,787,999	¥6,263,999

区分	月額所得		年間所得（収入額－税法上の必要経費等）					
			入居予定者数（別居扶養親族を含む）					
			単身	2人	3人	4人	5人	6人
事 業 者 所 得	①	0	0	0	0	0	0	0
		¥104,000	¥1,248,011	¥1,628,011	¥2,008,011	¥2,388,011	¥2,768,011	¥3,148,011
	②	104,001	1,248,012	1,628,012	2,008,012	2,388,012	2,768,012	3,148,012
		¥123,000	¥1,476,011	¥1,856,011	¥2,236,011	¥2,626,011	¥2,996,011	¥3,376,011
	③	123,001	1,476,012	1,856,012	2,236,012	2,626,012	2,996,012	3,376,012
		¥139,000	¥1,668,011	¥2,048,011	¥2,428,011	¥2,808,011	¥3,188,011	¥3,568,011
	④	139,001	1,668,012	2,048,012	2,428,012	2,808,012	3,188,012	3,568,012
		¥158,000	¥1,896,011	¥2,276,011	¥2,656,011	¥3,036,011	¥3,416,011	¥3,796,011
	⑤	158,001	1,896,012	2,276,012	2,656,012	3,036,012	3,416,012	3,796,012
		¥186,000	¥2,232,011	¥2,612,011	¥2,992,011	¥3,372,011	¥3,752,011	¥4,132,011
	⑥	186,001	2,232,012	2,612,012	2,992,012	3,372,012	3,752,012	4,132,012
		¥214,000	¥2,568,011	¥2,948,011	¥3,328,011	¥3,708,011	¥4,088,011	¥4,468,011

区分	月額所得		年間収入					
			入居予定者数（別居扶養親族を含む）					
			単身	2人	3人	4人	5人	6人
年金 所得者 （65歳未満）	①	0	0	0	0	0	0	0
		¥104,000	¥2,164,015	¥2,670,682	¥3,177,349	¥3,684,015	¥4,180,014	¥4,627,072
	②	104,001	2,164,016	2,670,683	3,177,350	3,684,016	4,180,015	4,627,073
		¥123,000	¥2,468,015	¥2,974,682	¥3,481,349	¥3,988,015	¥4,448,249	¥4,895,308
	③	123,001	2,468,016	2,974,683	3,481,350	3,988,016	4,448,250	4,895,309
		¥139,000	¥2,724,015	¥3,230,682	¥3,737,349	¥4,227,072	¥4,674,131	¥5,121,190
	④	139,001	2,724,016	3,230,683	3,737,350	4,227,073	4,674,132	5,121,191
		¥158,000	¥3,028,015	¥3,534,682	¥4,041,349	¥4,495,308	¥4,942,367	¥5,389,425
	⑤	158,001	3,028,016	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368	5,389,426
		¥186,000	¥3,476,015	¥3,982,682	¥4,443,543	¥4,890,602	¥5,337,661	¥5,784,719
	⑥	186,001	3,476,016	3,982,683	4,443,544	4,890,603	5,337,662	5,784,720
		¥214,000	¥3,924,015	¥4,391,778	¥4,838,837	¥5,285,896	¥5,732,955	¥6,180,014

区分	月額所得		年間収入					
			入居予定者数（別居扶養親族を含む）					
			単身	2人	3人	4人	5人	6人
年金 所得者 （65歳以上）	①	0	0	0	0	0	0	0
		¥104,000	¥2,448,011	¥2,828,011	¥3,208,011	¥3,684,015	¥4,180,014	¥4,627,072
	②	104,001	2,448,012	2,828,012	3,208,012	3,684,016	4,180,015	4,627,073
		¥123,000	¥2,676,011	¥3,056,011	¥3,481,349	¥3,988,015	¥4,448,249	¥4,895,308
	③	123,001	2,676,012	3,056,012	3,481,350	3,988,016	4,448,250	4,895,309
		¥139,000	¥2,868,011	¥3,248,011	¥3,737,349	¥4,227,072	¥4,674,131	¥5,121,190
	④	139,001	2,868,012	3,248,012	3,737,350	4,227,073	4,674,132	5,121,191
		¥158,000	¥3,096,011	¥3,534,682	¥4,041,349	¥4,495,308	¥4,942,367	¥5,389,425
	⑤	158,001	3,096,012	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368	5,389,426
		¥186,000	¥3,476,015	¥3,982,682	¥4,443,543	¥4,890,602	¥5,337,661	¥5,784,719
	⑥	186,001	3,476,016	3,982,683	4,443,544	4,890,603	5,337,662	5,784,720
		¥214,000	¥3,924,015	¥4,391,778	¥4,838,837	¥5,285,896	¥5,732,955	¥6,180,014

< 月額所得の計算 >

A 『給与』所得の計算

税込年収(推定年間総収入金額)を 所得金額 に置き換えます。

年 間 収 入	年 間 所 得
0 円 ～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	給与収入額 － 550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	※印で算出した金額 × 60% + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	※印で算出した金額 × 70% － 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	※印で算出した金額 × 80% － 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	年間収入金額 × 90% － 1,100,000 円

※収入金額が1,628,000円以上の場合、次のとおり端数整理する

- ①年間収入金額÷4,000円で算出し、小数点以下を切り捨てる
②①で算出した数値に4,000円を掛ける

円

B 『事業』所得の計算

年収(推定年間総収入金額)を 所得金額 に置き換えます。

年間総収入金額 - 税法上の必要経費 = 年間所得

四

C 『公的年金』所得の計算

年収(推定年間総収入金額)を 所得金額 に置き換えます。

●65歳以上

年 間 収 入 (A)	年 間 所 得
0 円 ～ 1,100,000 円	0 円
1,100,001 円 ～ 3,299,999 円	(A) - 1,100,000 円
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A) × 75% - 275,000 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A) × 85% - 685,000 円

四

●65歲未滿

年 間 収 入 (A)	年 間 所 得
0 円 ～ 600,000 円	0 円
600,001 円 ～ 1,299,999 円	(A) − 600,000 円
1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A) × 75% − 275,000 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A) × 85% − 685,000 円

日	
---	--

$$\boxed{\text{年間所得合計}} \text{ 円} - \boxed{\text{給与・年金所得の合計から上限10万円}} \text{ 円} - \boxed{\text{控除額合計}} \text{ 円} \div \underset{12\text{ヶ月}}{12} = \boxed{\text{月額所得}} \text{ 円}$$

世帯区分	申込できる月額所得
一般世帯	158,000 円 以下
就学前の子供のいる世帯	
障害者世帯	214,000 円 以下
高齢者世帯	

D 『控除額』の計算

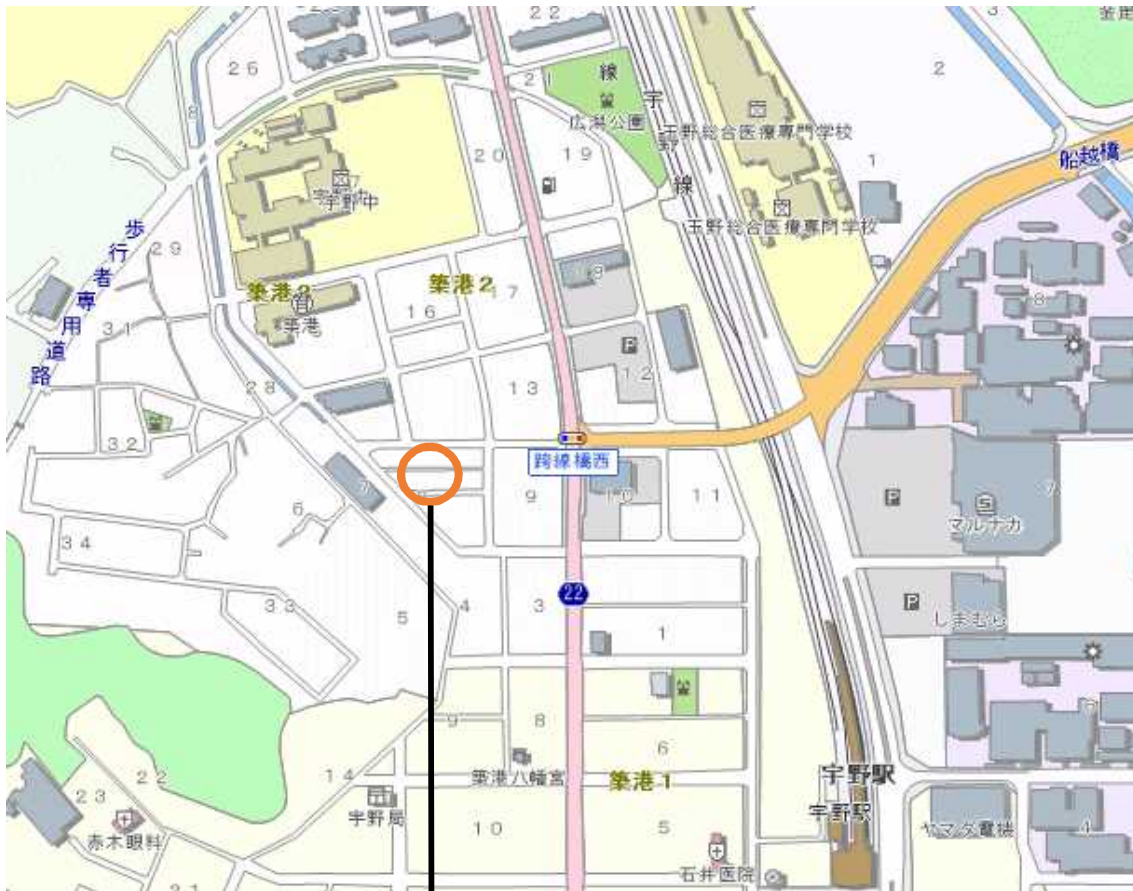
控 除 種 別		控 除 対 象 者	控 除 金 額
一般 控除	ア	同居・扶養 ①同居者 ②同一生計配偶者(注1)・扶養親族(注1)	380,000 円 × 人 円
	イ	老人扶養 アの②に該当する人で70歳以上	100,000 円 × 人 円
特 別 控 除	ウ	特定扶養 扶養親族(注1)で16歳以上23歳未満	250,000 円 × 人 円
	エ	障害者 申込者・アの該当者のうち、下のいずれかに該当する人。 ①精神保健指定医などの判定 → 知的障害(中度・軽度) ②精神障害者保健福祉手帳 → 2級・3級 ③身体障害者手帳 → 3級 ～ 6級 ④戦傷病者手帳 → オの④に該当しない ⑤65歳以上で①～③と同程度と市長の認定を受けている ※ 特別障害者控除と重複できない	270,000 円 × 人 円
	オ	特別障害者 申込者・アの該当者のうち、下のいずれかに該当する人。 ①精神保健指定医などの判定 → 知的障害(重度) ②精神障害者保健福祉手帳 → 1級 ③身体障害者手帳 → 1級・2級 ④戦傷病者手帳 → 特別項症 ～ 第3項症 ⑤原子爆弾による負傷・疾病 → 厚生労働大臣の認定を受けている ⑥常に就床を必要とし、複雑な介護が必要 ⑦65歳以上で①～③と同程度と市長の認定を受けている ※ 障害者控除と重複できない	400,000 円 × 人 円
	カ	寡婦 申込者・同居者のうち、下のいずれかに該当する人。 ①夫と離別・死別の後、婚姻していない人 もしくは 夫の生死が不明な人 もしくは 婚姻によらないで母となった女子で、婚姻していない人 で → 扶養親族(注1)がいる か → 生計を一にする子(注2)がいる(総所得金額等が48万円以下) ②夫と死別した後、婚姻していない人 もしくは 夫の生死が不明な人 で 合計所得金額が500万円以下の人 ※ 所得額が27万円未満の 場合はその額を控除額とする	270,000 円 × 人 円
キ	ひとり親	申込者・同居者のうち、以下に該当する人。 現に婚姻していない人 もしくは 配偶者の生死が不明な人 で → 合計所得金額が500万円以下の人 で → 生計を一にする子(注2)がいる(総所得金額等が48万円以下) ※ 所得額が27万円未満の 場合はその額を控除額とする	270,000 円 × 人 円

(注1) 同一生計配偶者・扶養親族 … 合計所得金額が48万円を超える人は該当しない。
同居・別居は問わない。

(注2) 生計を一にする子 … 他者の控除対象配偶者・扶養親族になっている人は、『生計を一にする子』に該当しない。

築港・宇野

築港大通り



周辺拡大



築港・宇野

虎所



周辺拡大



玉原

玉原①-1・①-2・②・③



周辺拡大

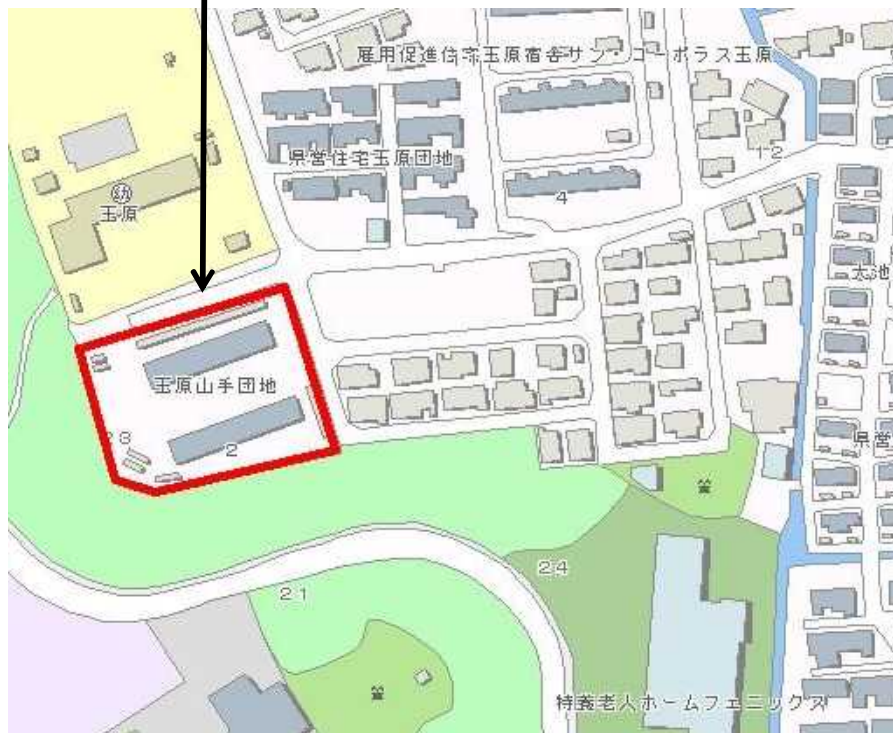


玉原

山手①・②



周辺拡大



玉原

第1野関



周辺拡大



玉原

第2野関①・②

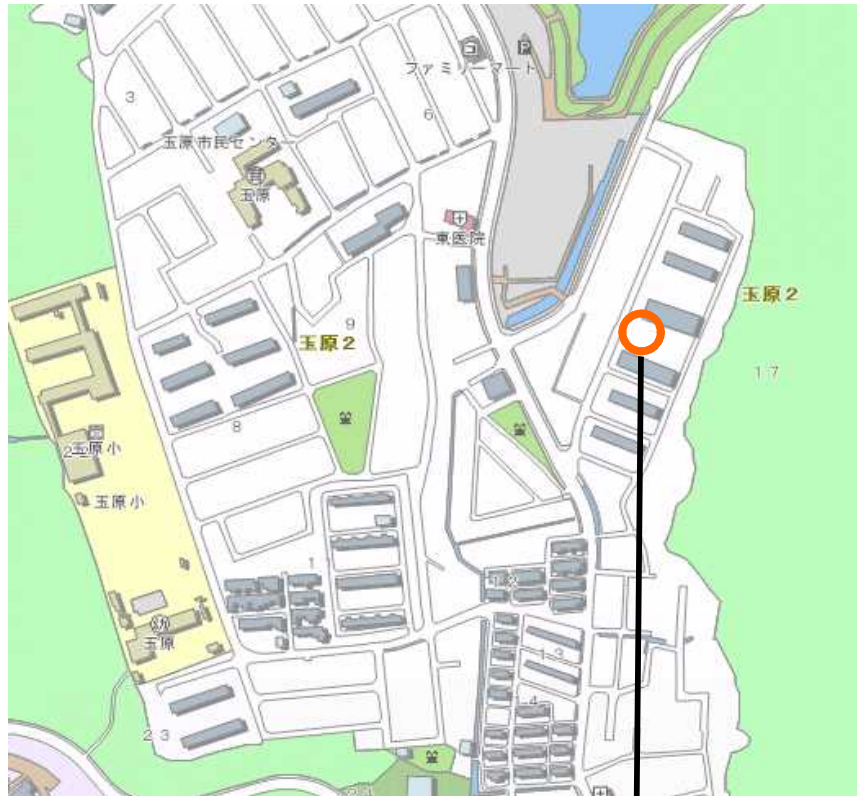


周辺拡大



玉原

志池



周辺拡大



東児

梶岡

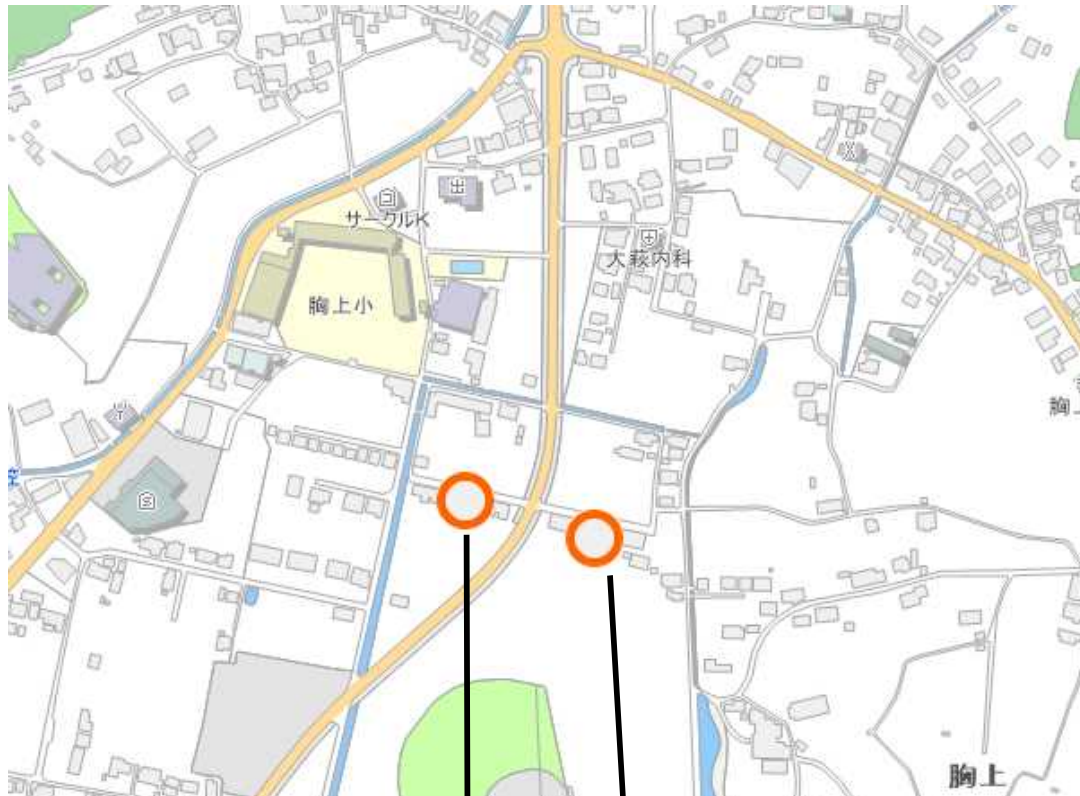


周辺拡大

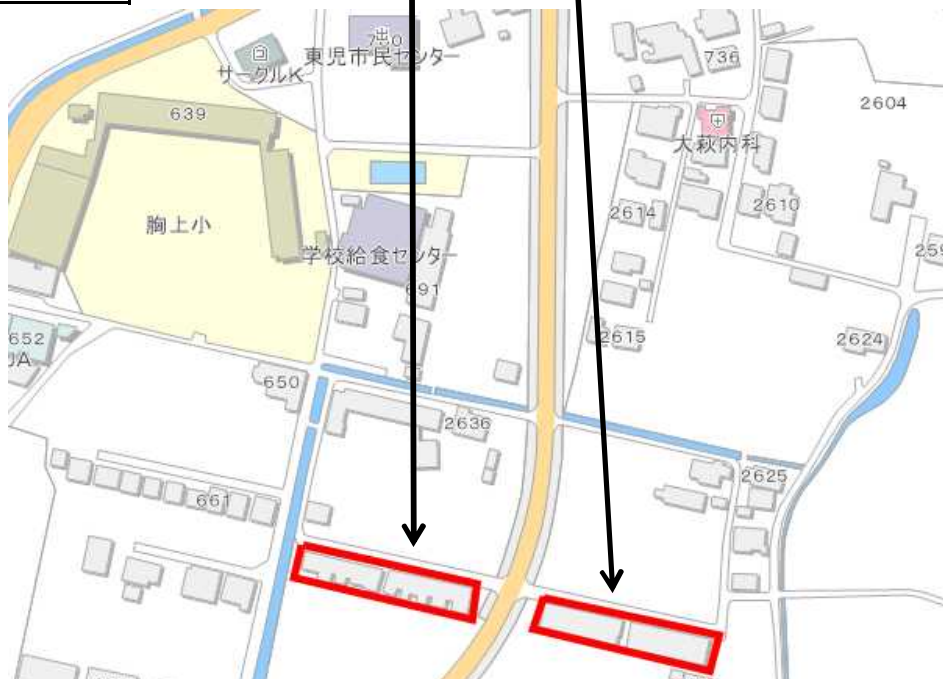


東児

西浜

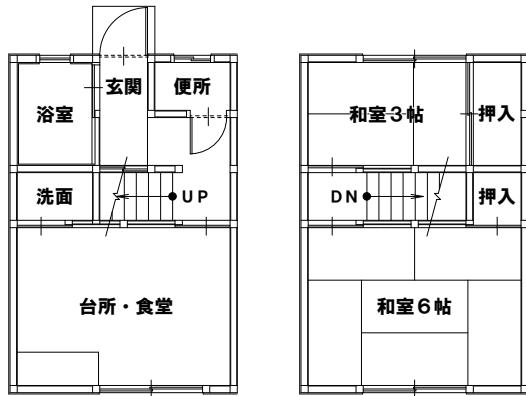


周辺拡大



住宅間取図一覧①

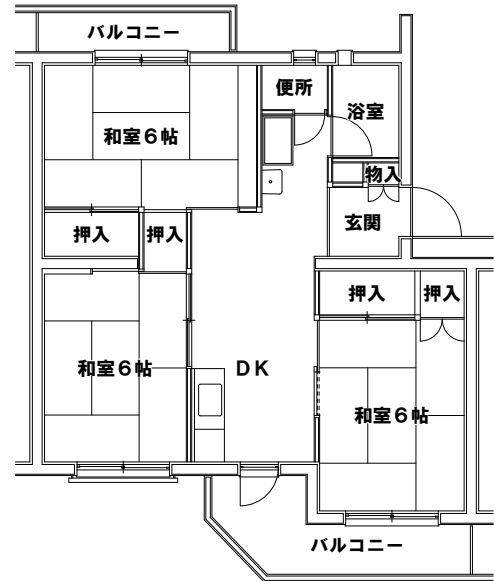
(築港・宇野)◎築港大通り住宅(簡耐2階建・2DK)



1階平面図

2階平面図

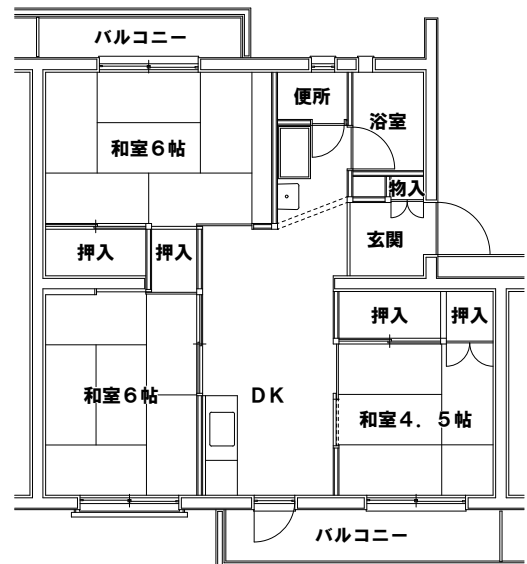
(築港・宇野)◎虎所住宅(中耐4階建・3DK)



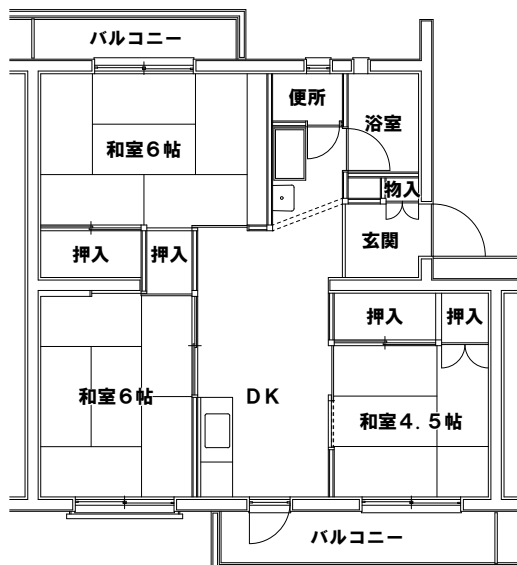
(玉原)◎権七住宅①②(中耐5階建・3DK)



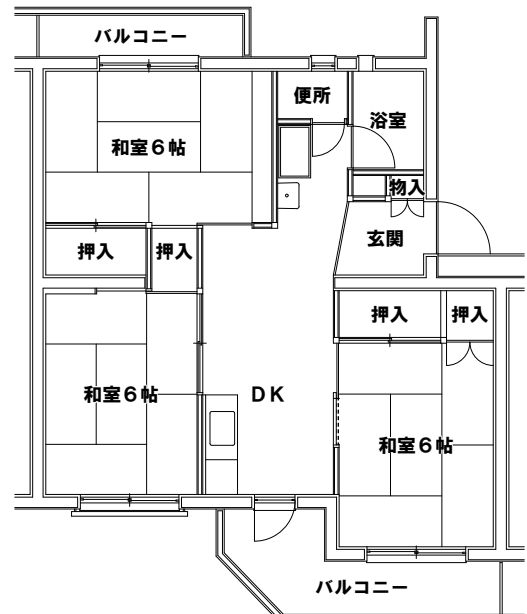
(玉原)◎権七住宅③(中耐5階建・3DK)



(玉原)◎玉原住宅(中耐5, 4, 3階建・3DK)

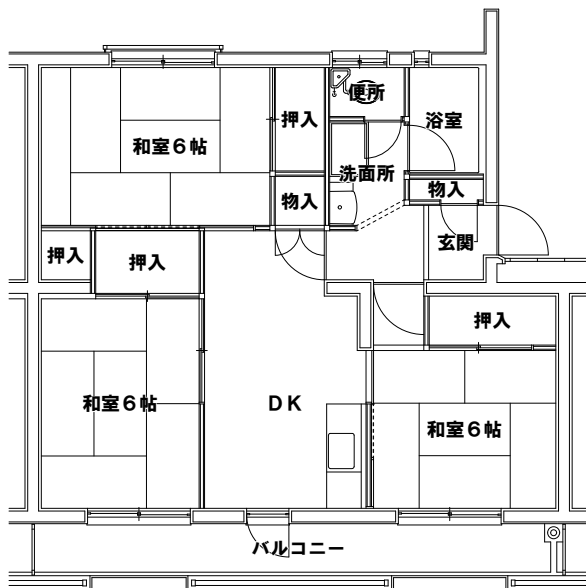


(玉原)◎山手住宅(中耐5, 4階建・3DK)

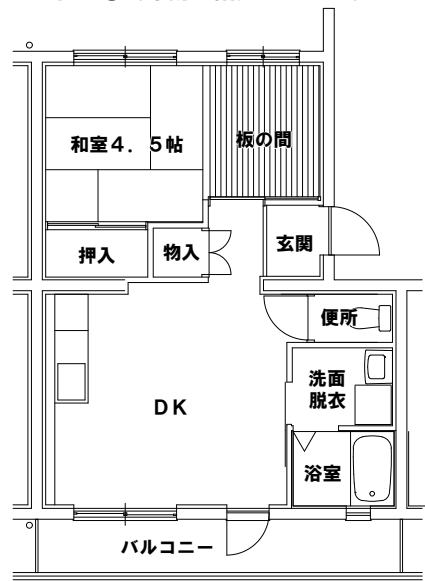


住宅間取図一覧②

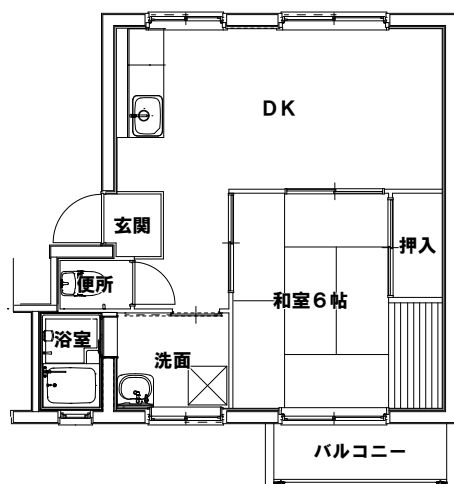
(玉原)◎第1野間住宅(中耐4階建・3DK)



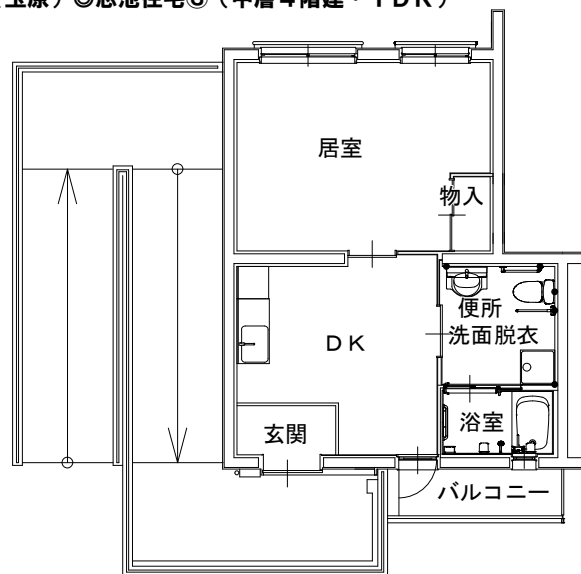
(玉原)◎志池住宅①(中耐4階建・1DK)



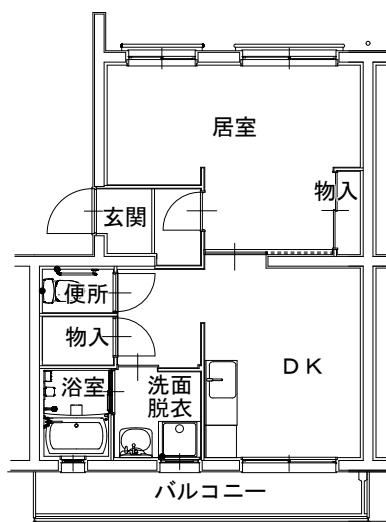
(玉原)◎志池住宅②(中耐4階建・1DK)



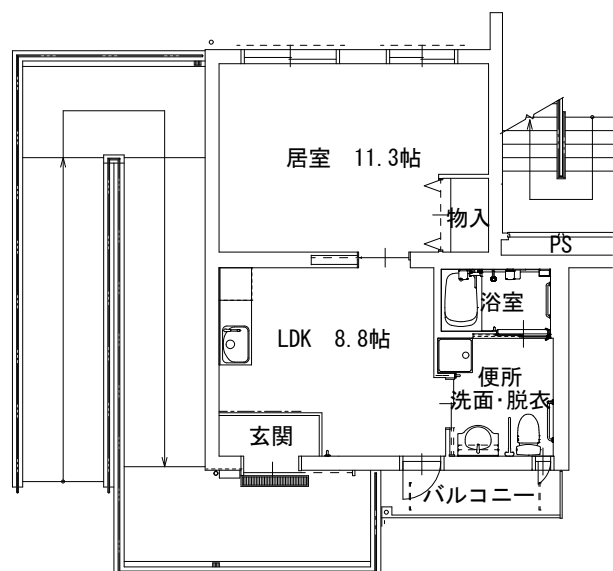
(玉原)◎志池住宅③(中層4階建・1DK)



(玉原)◎志池住宅③(中層4階建・1DK)

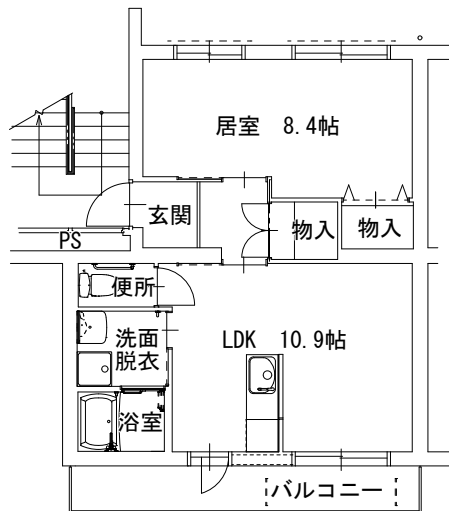


(玉原)◎志池住宅④(中層4階建・1LDK)

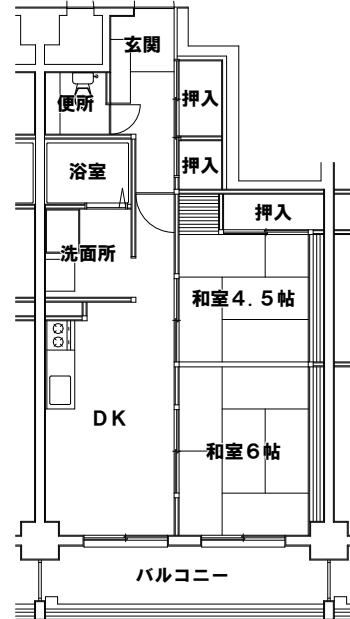


住宅間取図一覧③

(玉原)◎志池住宅④(中層4階建・1LDK)



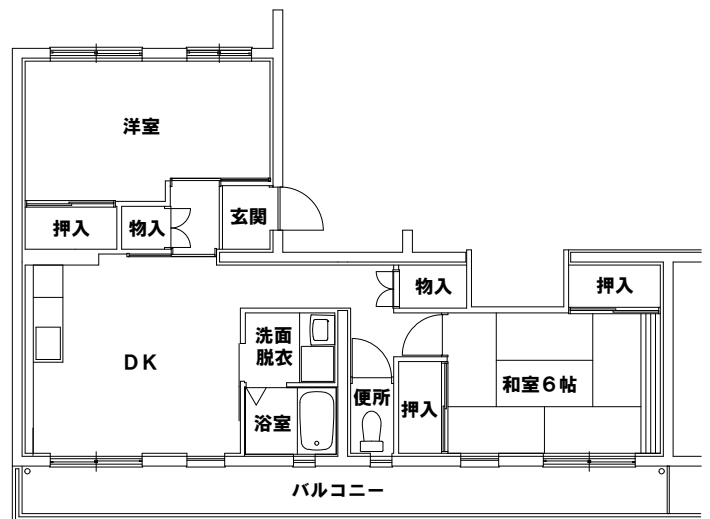
(玉原)◎志池住宅⑤⑥(高層7階建・2DK)



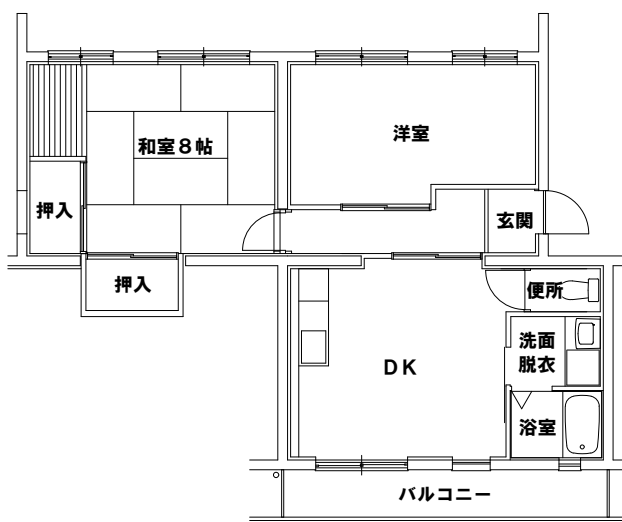
(玉原)◎志池住宅⑦(中耐3階建・2DK)



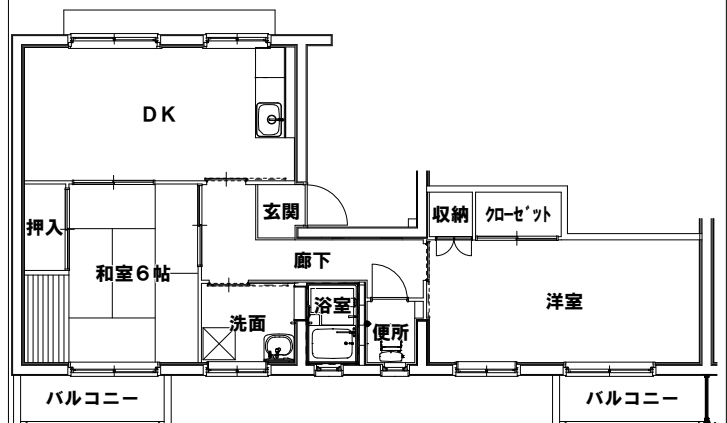
(玉原)◎志池住宅①(中耐4階建・2DK)



(玉原)◎志池住宅①(中耐4階建・2DK)

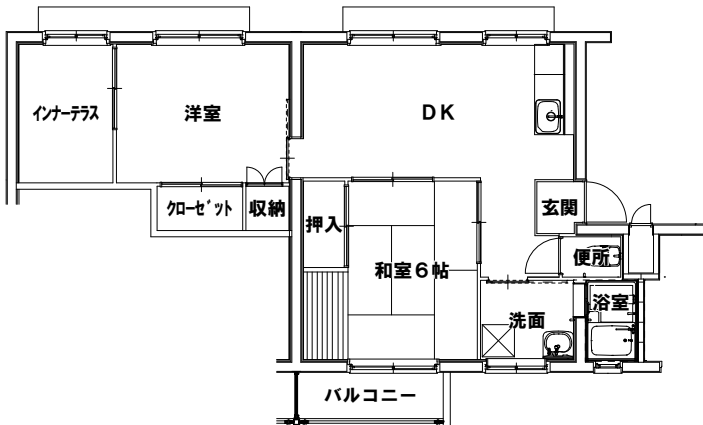


(玉原)◎志池住宅②(中耐4階建・2DK)

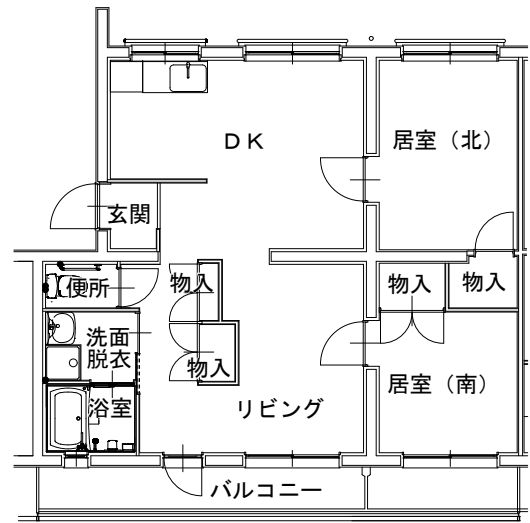


住宅間取図一覧④

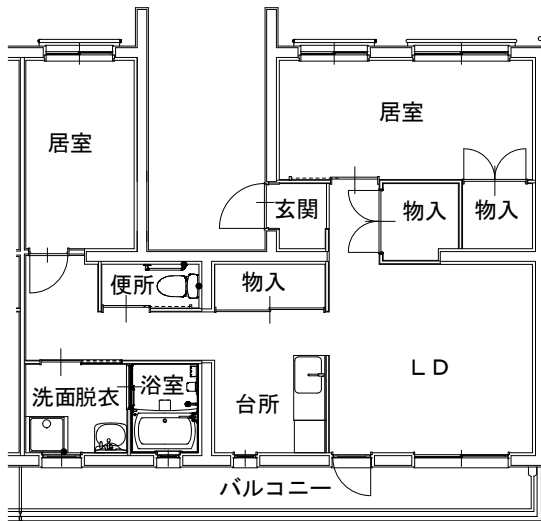
(玉原)◎志池住宅②(中耐4階建・2DK)



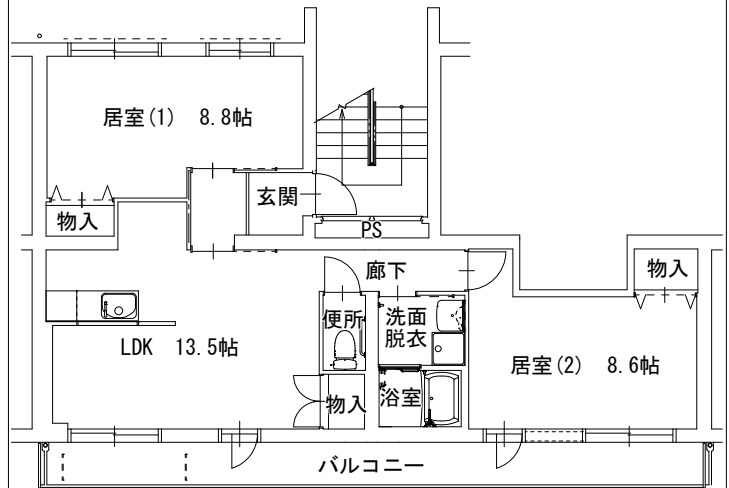
(玉原)◎志池住宅③(中層4階建・2LDK)



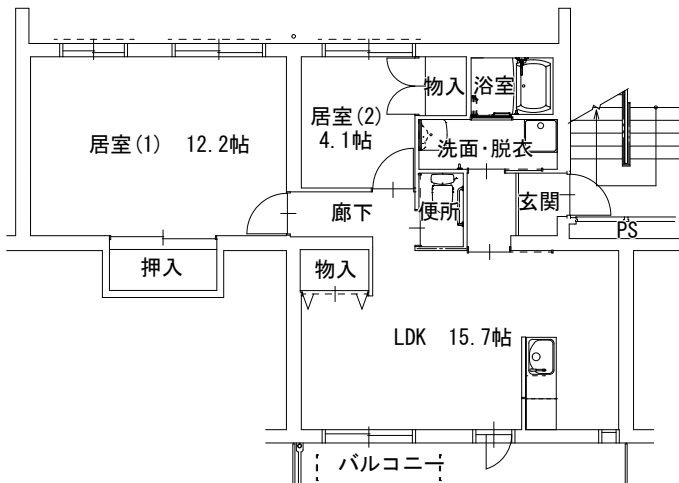
(玉原)◎志池住宅③(中層4階建・2LDK)



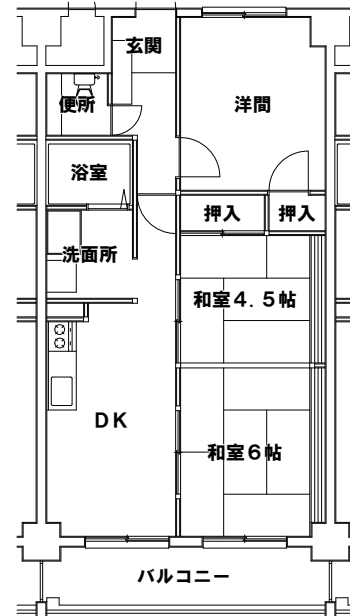
(玉原)◎志池住宅④(中層4階建・2LDK)



(玉原)◎志池住宅④(中層4階建・2LDK)

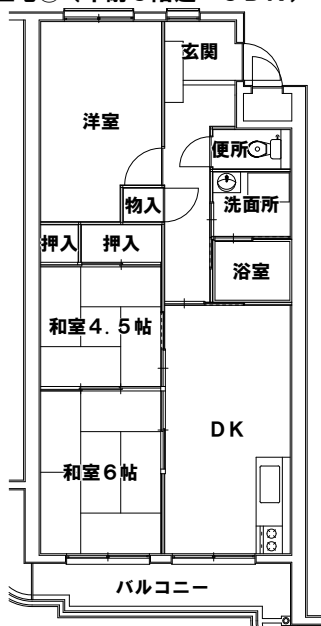


(玉原)◎志池住宅⑤⑥(高層7階建・3DK)

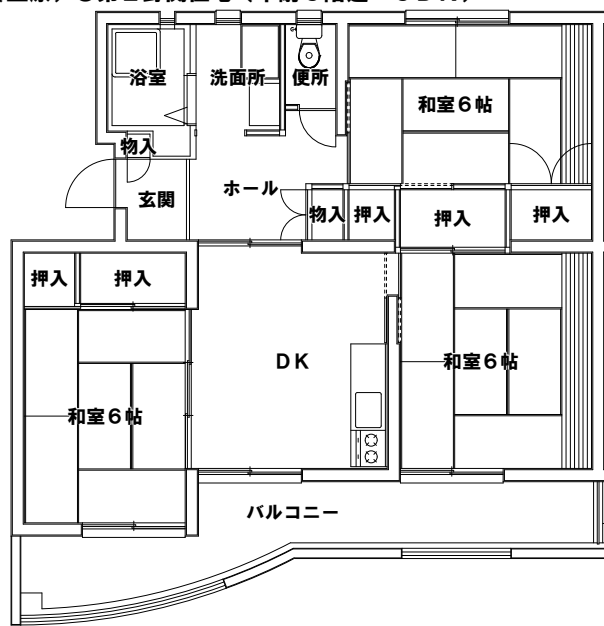


住宅間取図一覧⑤

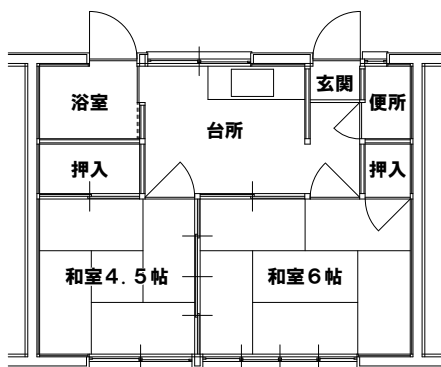
(玉原)◎志池住宅⑦(中耐3階建・3DK)



(玉原)◎第2野間住宅(中耐3階建・3DK)



(東児)◎梶岡住宅(簡耐平屋建・2DK)



(東児)◎西浜住宅(簡耐平屋建・2DK)

